

移動式高圧ガス（圧縮空気）製造設備保守点検  
業務委託仕様書

富士山南東消防本部

# 移動式高圧ガス（圧縮空気）製造設備保守点検業務委託仕様書

- 1 業務委託名 移動式高圧ガス（圧縮空気）製造設備保守点検
- 2 履行期間 契約日から令和6年2月29日まで
- 3 履行場所
  - (1) 富士山南東消防本部 三島消防署（三島市南田町4番40号）
  - (2) 富士山南東消防本部 裾野消防署（裾野市石脇515番地）
  - (3) 富士山南東消防本部 長泉消防署（駿東郡長泉町中土狩910番地の1）
- 4 点検数量 3基（上記3(1)~(3)に1基ずつ配置）
- 5 業務内容
  - (1) 高圧ガス保安法第35条の2によるものであること
  - (2) 高圧ガス保安協会が示す「保安検査基準 KHKS0850-1(2017)」に準拠した点検内容であること
  - (3) 充填機の潤滑油（品番：R827）を全量交換すること
  - (4) 充填機の活性炭を全量交換すること
- 6 報告書
  - (1) 業務完了届出書（当本部指定様式） 1部提出
  - (2) 点検結果報告書（任意様式） 履行場所毎に取りまとめて2部ずつ提出
- 7 報告書提出先 富士山南東消防本部 警防救急課（三島市南田町4番40号）
- 8 保安教育
  - (1) 製造設備 第2種製造設備（移動式高圧ガス製造設備）
  - (2) 実施回数 3回（履行場所毎に1回ずつ）
  - (3) 実施場所
    - ア 富士山南東消防本部 三島消防署（三島市南田町4番40号）
    - イ 富士山南東消防本部 裾野消防署（裾野市石脇515番地）
    - ウ 富士山南東消防本部 長泉消防署（駿東郡長泉町中土狩910番地）
  - (4) 実施日時 担当課と協議の上、履行期間中に実施すること
  - (5) 教育時間 1時間以上
  - (6) 教育対象者 高圧ガスの製造及び取扱いに係る職員
  - (7) 根拠法令 高圧ガス保安法第27条に基づく保安教育
  - (8) 教育内容
    - ア 保安意識の高揚に関すること
    - イ 規則、規定類等に関すること
    - ウ 取扱う高圧ガスの性質に関すること

- エ 製造設備の運転操作及び関連する技術に関すること
- オ 運転不調及び異常状態に対する教育訓練に関すること
- カ 安全に関する一般的な規律の確立に関すること
- キ その他必要事項

## 9 そ の 他

- (1) 事前に担当課と十分に打合せを行い、実施すること
- (2) 消防業務に支障がある場合は、最小限に努めること
- (3) 関係法令等を遵守し、実施すること
- (4) 保守点検業務の範囲を超え、別途費用が必要な修繕等を実施する場合は、事前に担当課の了承を得ること
- (5) 本仕様書について質疑が生じた場合は、必ず担当課と協議すること